八戸市
緑の基本計画

概要版

令和５（2023）年３月

緑の基本計画って何？

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、その目標と実現のための施策等を市町村が定める総合的な計画です。

緑の基本計画の特徴

- ●法律に根拠を置く計画制度
- ●市町村の緑の全てに関する総合的な計画
- ●住民に最も身近な市町村が策定する計画
- ●都市緑地法担当部局が調整役となり策定する計画
- ●計画の策定に際して住民意見を反映すべき計画
- ●計画内容を公表すべき計画

計画期間はおおむね 20 年であり、2043 年（令和 25 年 3 月）を目標年次とし、緑の将来目標を設定します。なお、必要に応じ適宜見直しを検討します。

2023 年（令和 5 年 3 月）	計画期間	2043 年（令和 25 年 3 月）
→		

緑の役割

環境保全	人や生き物の生活環境を保全します
レクリエーション	生活に活力と安らぎを与えてくれます
防災	災害の発生や拡大を防止します
景観形成	彩りのある美しい景観を形成します

計画の基本理念と基本方針

3つの基本理念

- みんなでそだてる
- みんなでまもる
- みんなでつなぐ

これらの基本理念を組み合わせ、市民、事業者と行政の対話と共感による持続可能な緑のまちづくりに取り組みます。

4つの基本方針

1．緑豊かな生活環境づくりや、誇れる緑の拠点整備
2．八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地の保全・活用
3．「みなとまち・八戸」の水辺の緑の保全・活用
4．市民・事業者の主体的な緑の活動を支える仕組みづくり

計画の体系

■基本方針	■施策	■具体的な取り組み
1. 緑豊かな生活環境づくりや、愛着があり誇れる緑の拠点整備を進めます	①市民、事業者との協働による緑の管理・運営	（1）市民や事業者等が持つ利点を活かした公園の管理・運営 （2）緑の計画的な維持管理による市民の安全・安心の確保
	②市民ニーズ等を踏まえた緑の創出	（1）長根公園、八戸公園、新井田公園等の大規模公園の再整備 （2）多様な手法による公園等の整備
	③身近な緑の充実	（1）身近な公園の整備 （2）新たな都市公園の整備
	④公共公益施設や民有地の緑化	（1）駅前及び中心市街地の緑による演出 （2）商業地の緑化 （3）工場等の事業所の緑化
2. 八戸の風土を形成する景観や樹林地、農地を保全・活用します	①緑の景観づくり	（1）景観計画に基づく八戸らしい景観づくり （2）八戸の景観を眺める眺望点の活用
	②史跡等を活用した緑の拠点整備	（1）是川石器時代遺跡等の史跡の活用
	③樹林地の保全と活用	（1）保存樹・保存樹林の指定による保全と活用 （2）水源涵養林の保全と活用 （3）市街地後背の樹林地の保全
	④農地の保全と活用	（1）優良農地の保全 （2）休耕地の有効活用
3. 「みなとまち・八戸」の水辺の緑を守り活かします	①名勝種差海岸・三陸復興国立公園の保全と活用	（1）自然環境及び生物多様性の保全 （2）管理計画の策定・運用
	②水辺の魅力化と活用	（1）八戸港の魅力化と活用 （2）河川の魅力化と活用
	③水辺の保全	（1）河川の自然環境の保全 （2）ため池の保全
	④水と緑と人のネットワークづくり	（1）道路を活かしたネットワークづくり （2）海岸・河川を活かしたネットワークづくり
4. 市民・事業者の主体的な緑の活動を支える仕組みを創ります	①緑の制度拡充	（1）（仮称）緑サポーター制度の創設等 （2）八戸市緑化基金等の拡充
	②緑の組織づくり	（1）地域単位の組織づくり （2）庁内組織の連携
	③緑の人材育成	（1）市民主体の活動の推進 （2）緑化活動の核となる人材育成
	④緑の普及啓発	（1）緑の情報発信の強化 （2）普及啓発活動の充実

現在の八戸市の緑

緑の割合（緑被率）

72.9％

市内の緑の分布状況

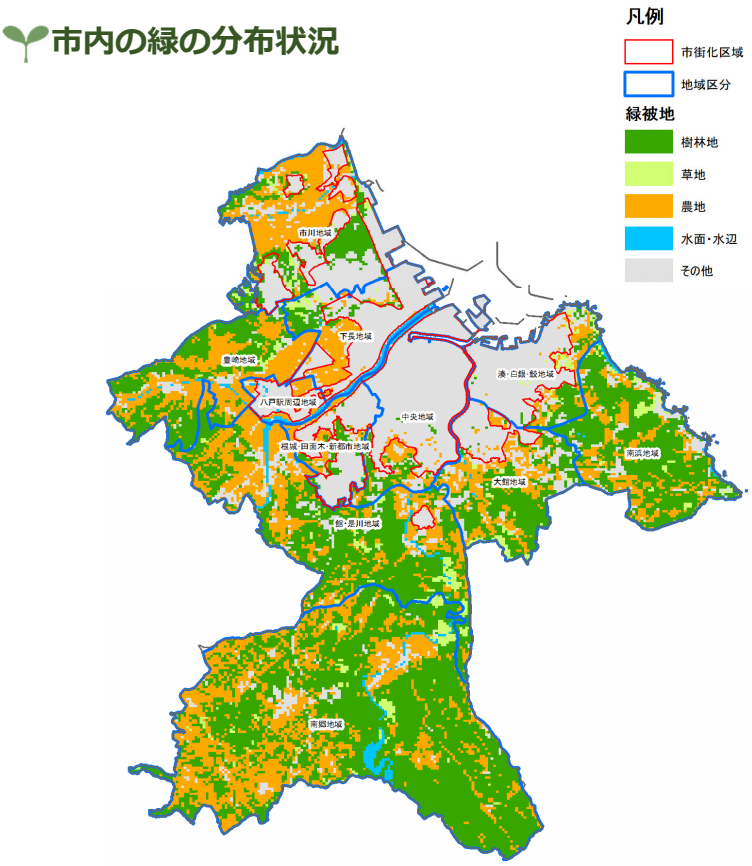

緑の将来目標

緑の満足度：アンケート調査における満足度向上

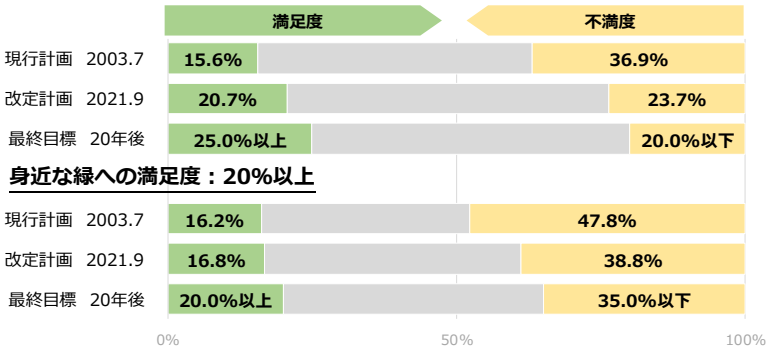

市民１人当たりの都市公園等面積

現在（令和４年）

14.3㎡/人

↓

将来（令和 24 年）

20.5㎡/人

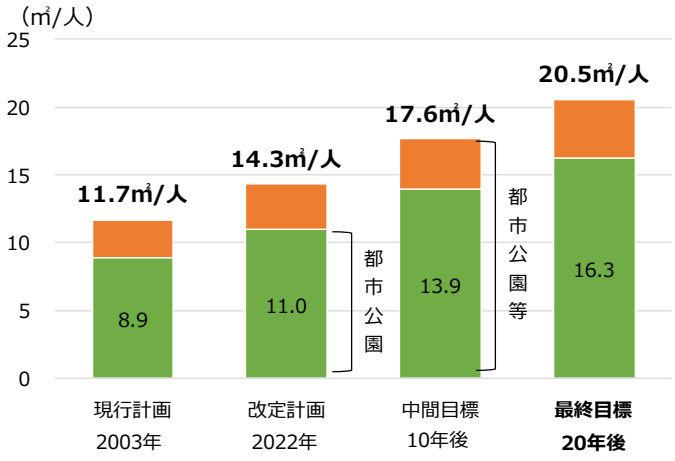

緑の将来像

水と緑の拠点

●大規模な都市公園や自然公園、市民のレクリエーション・憩いの場を水と緑の拠点として整備・活用を図ります。
●八戸市の特徴的な資源を活かして、市内外から人々が集い、交流する拠点を形成します。

水と緑と人のネットワーク

●海岸や河川などの水辺、駅や中心市街地、観光地、公園などの水と緑の拠点と道路がつながる水と緑と人のネットワークを維持・形成します。

水と緑のゾーン

●地域ごとの特性や求められる役割を踏まえ、水と緑の保全や創出、活用を図るゾーンを形成します。

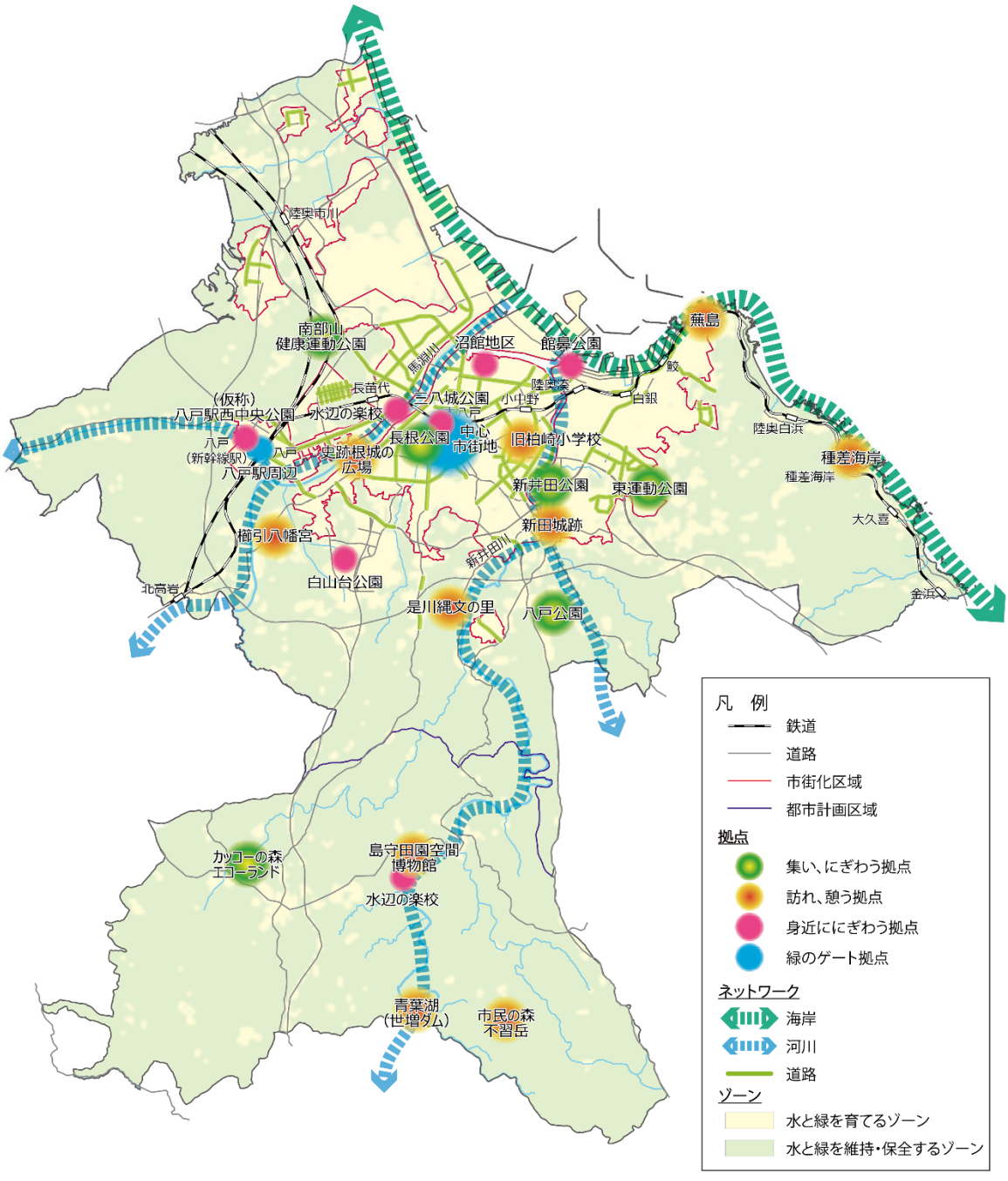

緑化を重点的に進める地区

緑化重点地区

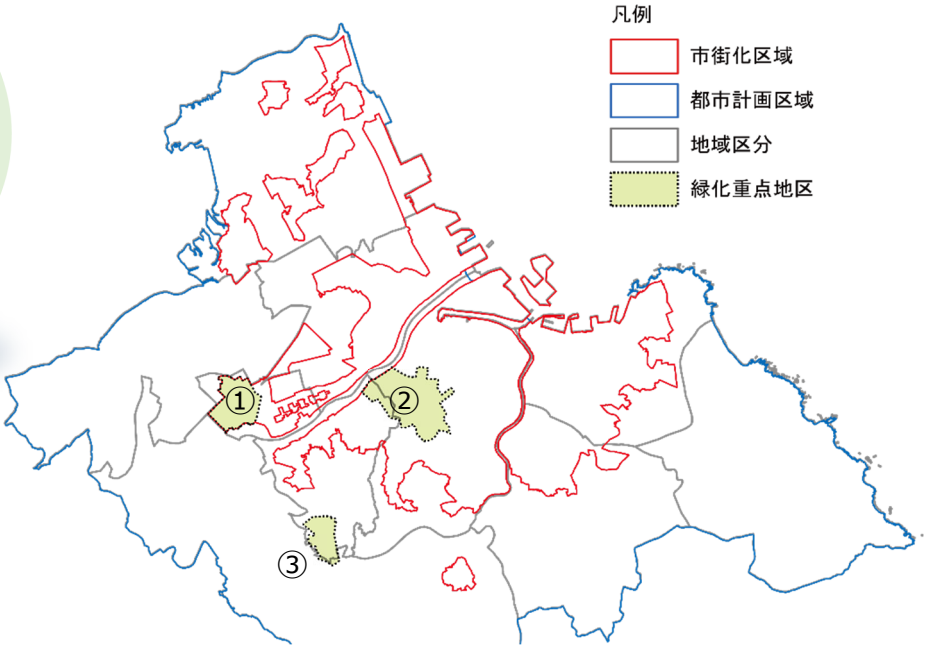

①八戸駅周辺地区
②中心市街地地区
③西白山台地区

以上の３地区を「緑化重点地区」に設定し、モデル地区として先導的に緑化を推進し、計画の早期実現を目指します。

八戸駅周辺地区　―緑化方針図―

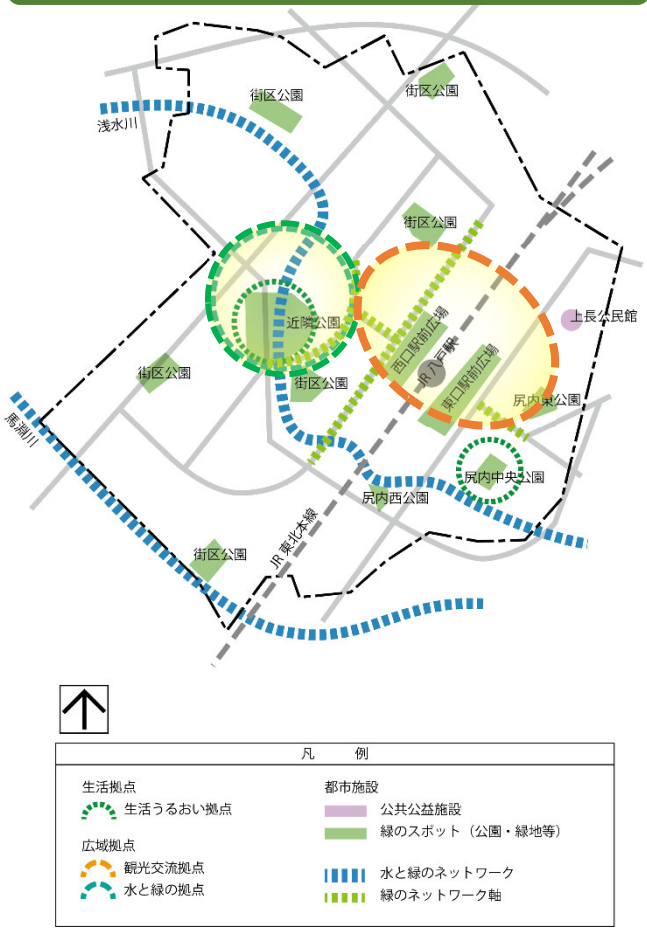

基本方針

1．八戸駅周辺を緑豊かな都市のゲート・顔にします

2．八戸駅西地区をこれからの都市の緑化を先導するモデルとします

3．まちなかの水と緑と人のネットワークを形成します

●八戸駅を中心とした「緑の出会いと交流ゾーン」

・プランター・フラワーポットの配置、駐車場の緑化等を行い「おもてなし」の演出
・駅前広場やシンボルロードの緑（街路樹等）

●フラット八戸を核とした「交流・うるおいゾーン」

・浅水川を活かした近隣公園の整備
・フラットアリーナやシンボルロードの賑わい波及機能、周辺住民にとってのサードプレイス機能、子どもの見守り機能等を持つ民間収益施設の導入検討

基本方針

1．都市圏の拠点にふさわしい水と緑の市街地を創出します

2．中心市街地の活性化と交流を演出する緑を配置します

3．既存の緑の保全を図り、身近な緑のネットワークを形成します

中心市街地地区　―緑化方針図―

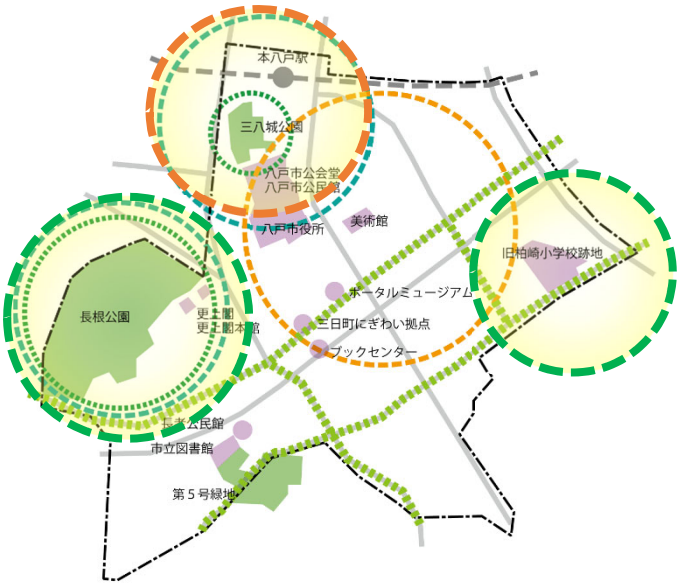

●本八戸駅を中心とした
「緑の出会いと交流ゾーン」

・三八城公園を始めとする既存のオープンスペースの緑の適切な維持管理による保全
・本八戸駅周辺の鉄道事業者と連携した緑化の推進

●長根公園や旧柏崎小学校跡地を有効活用した
「緑とうるおいの拠点ゾーン」

・八戸市体育館の建て替え
・長根公園の緑と賑わいのあふれるセントラルパークとしての再整備
・旧柏崎小学校跡地の立地を活かし、山車制作場所と広場の整備

西白山台地区　―緑化方針図―

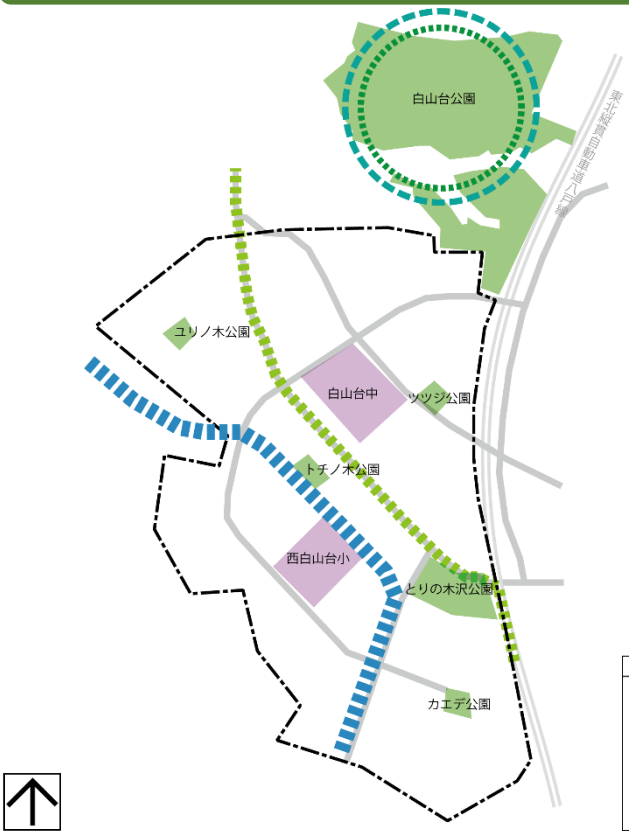

基本方針

1．民間活力を活用した公園整備・維持管理を導入します

2．地域住民のニーズに寄り添い公園施設の充実を図ります

・Park-PFI 等、公民連携の手法を用いたとりの木沢公園の整備推進
・地区内の各公園に特色を持たせ、地区内の公園全体で求められる役割を果たす、新たな考え方の導入
・ワークショップ等による地域住民のニーズに寄り添った公園施設の充実

地域別計画

地域区分図

各地域の主な施策

市川地域	●八戸グリーンハイテクランドにおける協定に基づく緑化の推進 ●市川海岸の保安林の保全 ●北地区海浜緑地を拠点とする水と緑と人のネットワークの形成
下長地域	●南部山健康運動公園や八太郎ヶ丘公園の保全と活用 ●急傾斜地の樹林の保全による地すべり防止 ●馬淵川周辺における自然景観の保全、水辺の楽校の活用
八戸駅周辺地域	●八戸駅と中心市街地や観光地を結ぶアクセス道路の緑化の推進 ●八戸駅西地区の浅水川と近隣公園が一体となった親水空間の創出 ●浅水川を活用した水と緑と人のネットワークの形成
中央地域	●商店街の電線地中化や植栽緑化 ●長者山周辺の緑の保全 ●馬淵川、新井田川、八戸港など水辺の親水空間や散策路としての活用
根城・田面木・新都市地域	●馬淵川、土橋川、坂牛川における水と緑と人のネットワークの形成 ●史跡根城跡などの歴史文化資源の維持・活用 ●白山台公園の機能維持と更なる活用
湊・白銀・鮫地域	●館鼻公園など臨海部における身近に海を感じられる空間づくり ●グレットタワーみなとなどの眺望点の維持・活用 ●三陸復興国立公園の保全と活用
豊崎地域	●八戸北インター第２工業団地における緑地の確保 ●急傾斜地の樹林地の保全による地すべり防止 ●浅水川を中心とした安全な親水空間づくり
館・是川地域	●防災機能に配慮した公園緑地の整備 ●世界遺産の是川石器時代遺跡等の歴史文化資源の保全と活用 ●馬淵川の河川改修や土砂災害対策等による安全な地域づくり
大館地域	●八戸公園・新井田公園など多様な機能の維持・更新・活用 ●新田城跡周辺における緑の保全と歴史的・文化的資源の活用 ●蟹沢水道公園や水源涵養林周辺の保全と活用
南浜地域	●種差海岸、白浜海水浴場などの機能維持・活用 ●種差天然芝生地や大須賀海岸などの風光明媚な景観の保全 ●海岸や丘陵部などの自然環境の保全と活用
南郷地域	●青葉湖や市民の森不習岳などの自然環境の保全とｸﾞﾘｰﾝﾂｰﾘｽﾞﾑの推進 ●ホタルが生息する樹林地や水辺の楽校、山の楽校等の保全と活用 ●遊休農地のぶどう・ブルーベリー等の栽培などへの活用

八戸市　都市整備部　公園緑地課

〒031-8686　青森県八戸市内丸一丁目１番１号
TEL：0178-43-2111（代表）　FAX：0178-47-0746
E-mail：koen@city.hachinohe.aomori.jp　　ホームページ：https://www.city.hachinohe.aomori.jp/